

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第132号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年2月27日 10時00分ごろ
発生場所	高知県安芸市安芸漁港西方の穴内沖 <small>あなない</small> の離岸堤 安芸市所在の安芸港沖防波堤灯台から真方位284° 2,240m 付近 (概位 北緯33° 30.2′ 東経133° 51.8′)
事故等調査の経過	平成24年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 A 押船 第七長由丸 <small>ながよし</small> 、19トン 291-37337宮崎、株式会社長谷川組 B クレーン台船 第18五十鈴号 <small>いすず</small> 、総トン数不詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	A なし B なし
損傷	A なし B 左舷船首及び左舷船尾船底部に凹損及び擦過傷
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、安芸漁港西方約1.5海里の穴内沖に築造された離岸堤付近において、A船の船首部を無動力のB船の船尾凹部に <small>かんごう</small> 嵌合させて押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、B船の船尾部両舷から投入した錨の錨鎖を調整しながら、B船の船首を東西方向に延びる同離岸堤に近づけて消波ブロックの撤去作業を行っていた。 A船押船列は、消波ブロックの撤去作業中、風速約7～8m/sの南西風と波高約0.5～1.0mの南西方向からの波を左舷後方から受け、錨鎖を長めに出していたために離岸堤に接近してB船が消波ブロックに乗り揚げた。 B船は、間もなく消波ブロックから離れ、浸水等がなかったので、消波ブロックの撤去作業を続けた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約7～8m/s、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約142cm（高知）
その他の事項	A船の喫水は、船首約2.6m、船尾約2.6mであり、B船の喫水は、船首尾共に約2.5～3.0mであった。 B船は、全長約62.0m及び幅約22.0mであり、船首部に旋回

	<p>式クレーンが設置され、中央部が貨物倉で船尾部が船室などとなっていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>A 船押船列は、安芸漁港西方の穴内沖において離岸堤の消波ブロックの撤去作業中、船長がB 船の船尾部両舷から出していたA 船押船列の位置固定用の錨鎖を適切な長さにしていなかったことから、左舷後方からの風と波を受けて離岸堤に接近し、B 船が消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A 船押船列が、安芸漁港西方の穴内沖において離岸堤の消波ブロックの撤去作業中、船長がB 船の船尾部両舷から出していたA 船押船列の位置固定用の錨鎖を適切な長さにしていなかったため、左舷後方からの風と波を受けて離岸堤に接近し、B 船が消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船体位置の固定用に錨を使用している場合は、風と波の状況を勘案して適切な錨鎖長に調整すること。</li> </ul>